

とう しん しょ
答 申 書

へいせい ねん がつ にち
平成 27 年 1 2 月 2 5 日

きょうとしちょう もん かわ だい さく さま
京都市長 門 川 大 作 様

きょうとししょうがいしゃしやくすいしんしんぎかい
京都市障害者施策推進審議会
かい なが か ふじ ひろし し
会 長 加 藤 博 史

へいせい 27 ねん 8 がつ 6 にちづけほしょうだい 250 ごう しもん しょうがいしゃ
平成 27 年 8 月 6 日付け保障第 250 号をもって諮問のありました、障害者
さべつかいしょうほう い か ほう もとづくきょうとし たいおうようりょう しんぎ
差別解消法（以下「法」という。）に基づく京都市の対応要領について、審議し
けっか べっし しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かんするきょうとしたいおうようりょう
た結果、別紙 1 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領
あん とりまとめましたので、とうしん
（案）」のとおり取りまとめましたので、答申します。

ふ き じ こ う
付 記 事 項

1 たいおうようりょう あん い ぎ とくしよく
1 対応要領（案）の意義と特色

ほう ぎょうせいきかんなど たいして じ むじぎょう おこなう あたり しょうがいしゃ しょうがい
法は、行政機関等に対して、その事務事業を行うに当たり、障害者への障害
りゆう ふとう さべつてきとりあつかい きんし しゃかいてきしょうへき じよきよ
を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、社会的障壁を除去するための
ごうりてきはりよ ていきょう ぎ むづけて てきせつ たいおう
「合理的配慮」の提供を義務付けている。これに適切に対応するためには、
きょうとし へいせい ねん がつ ほうせこう むけ たいおうようりょう ほうだい じょう
京都市においても、平成 28 年 4 月の法施行に向け、対応要領（法第 10 条に
きてい ちほうこうきょうだんたいなどしよくいんたいおうようりょう さだめる ゆういぎ べっし
規定する地方公共団体等職員対応要領）を定めることが有意義であり、別紙
1 の対応要領（案）は、その内容について当審議会で審議したものである。

なお、この対応要領（案）には、次のような特色があると考えている。

- (1) ちほうこうえいきぎょうおよびしせつりつ ちほうどくりつぎょうせいほうじん ふくめたぜんちょう たいしょう
地方公営企業及び市設立の地方独立行政法人も含めた全庁を対象としたこと。
- (2) しよくいん しょくむじょう ふくむじょう ししん かくきょくくなど とりくみ
職員の職務上、服務上の指針とするだけでなく、各局区等による取組の
ししん いちづけした
指針としても位置付けたこと。
- (3) ほうだい じょう きてい かんきょう せいび どくりつ こうもく もうける
法第 5 条に規定する「環境の整備」について独立した項目を設けるとと
もに、「みやこユニバーサルデザイン」の取組を踏まえ、これを推進することとしたこと。
- (4) しんぎ あたり かんけいだんたい たいするこべつ ひありんぐなど じっし しょうがいしゃ
審議するに当たり、関係団体に対する個別のヒアリング等を実施し、障害者
およびかぞく いけん おおくはんえい
及び家族の意見を多く反映させたこと。

2 付帯意見

今後、京都市において対応要領を策定し、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を進められるに当たり、次のことに留意されたい。

- (1) 対応要領を基とした合理的配慮の実施をはじめとする各取組については、実際の行動として具体化し、庁内に定着させることが重要であること。
- (2) 法の趣旨及び対応要領の内容等について、個々の職員への周知・浸透が不可欠であること。
- (3) 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例を示す「事例集」については、当審議会における審議の過程で関係団体に対して行ったヒアリングの結果等も踏まえ、対応要領の策定と併せて確実に作成する必要があること。
- (4) 対応要領及び事例集を策定した際は、法第10条第3項の規定により公表すべきであること。
- (5) 障害を理由とする差別の解消と共生社会の実現に向け、京都市が対応要領の内容を率先して実践することにより事業者等に対する範を示すとともに、事業者及び市民に対する啓発活動にも積極的に取り組む必要があること。
- (6) 対応要領及び事例集を策定した後も、その内容及び取組状況を継続的に点検し、適時、必要な見直しをすべきであること。

3 参考

- (1) 審議経過
平成27年 8月 6日 第1回審議会 (市長から諮問)
10月 30日 第2回審議会
12月 17日 第3回審議会 (答申案について審議)
12月 25日 答申
- (2) 諮問書
別紙2のとおり
- (3) 委員名簿
別紙3のとおり